

○宇都宮市自然休養村管理センター条例

昭和53年12月22日

条例第42号

改正 昭和58年3月第17号

平成3年12月第41号

平成9年3月第4号

平成15年3月第20号

平成16年12月第37号

平成17年6月第51号

平成23年12月第35号

平成26年3月第2号

平成28年12月第52号

令和元年7月第2号

(設置)

第1条 市は、自然休養村の円滑な管理運営を図るため、自然休養村管理センターを次のとおり設置する。

名称 宇都宮市自然休養村管理センター

位置 宇都宮市福岡町1074番地1

(定義)

第2条 この条例において「自然休養村」とは、地域の特性に応じた観光農林漁業を計画的かつ組織的に推進し、農林漁業関係者の経済の安定向上を図り、市民に健全な休養の場を提供することを目的として、知事の指定を受けた地区をいう。

(使用の許可)

第3条 宇都宮市自然休養村管理センター（以下「センター」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第4条 市長は、センターの使用が次の各号の一に該当すると認めるときは、その使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

- (2) 施設又は設備をき損し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があるとき。
- (4) その他市長が適当でないとき。

(使用料)

第5条 センターの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表の該当する金額の合計額を使用料として納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。

(昭58条例17・平3条例41・平9条例4・一部改正、平15条例20・旧第6条繰上、平16条例37・一部改正)

(附属設備の使用許可)

第6条 センターに附属する食堂、売店その他の有料附属設備（以下「附属設備」という。）を専用して使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けて附属設備を使用する者は、1平方メートルにつき月額1,120円として算出した額（10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）を使用料として納付しなければならない。

3 前項の使用料は、毎月末日までにその翌月分を納付するものとする。

(平3条例41・平9条例4・一部改正、平15条例20・旧第7条繰上、平16条例37・平23条例35・平26条例2・平28条例52・令元条例2・一部改正)

(使用料の減免)

第7条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(平15条例20・旧第8条繰上)

(使用料の不還付)

第8条 第5条第2項及び第6条第3項の規定に基づき納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者が自己の責によらない事由によりセンターを使用することができないとき。
- (2) 使用者が使用を開始しようとする日の3日前までに当該使用許可を取り消したとき。

(昭58条例17・一部改正、平15条例20・旧第9条繰上・一部改正)

(使用許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号の一に該当すると認めるときは、その使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受けることが

あつても、市は、その責を負わない。

- (1) この条例又はこの条例の施行規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。
- (4) その他市長が管理上必要があると認めるとき。

(平15条例20・旧第10条繰上)

(遵守事項)

第10条 使用者は、センターの使用に当たっては、別に定める事項を守らなければならない。

(平15条例20・旧第11条繰上)

(損害賠償)

第11条 使用者（第6条第1項の許可を受けて附属設備を使用する者を含む。）は、故意又は重大な過失によりセンターの施設又は設備をき損し、又は汚損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(平15条例20・旧第12条繰上・一部改正)

(指定管理者による管理)

第12条 市長は、センターの設置目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることができる。

(平17条例51・全改)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第13条 前条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) センターの使用の許可及び制限に関する業務
- (2) センターの維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項に規定する場合において、第3条、第4条及び第9条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平17条例51・追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正

にセンターの管理を行わなければならない。

(平17条例51・追加)

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(平15条例20・旧第14条繰上, 平17条例51・旧第13条繰下)

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和54年規則第4号で昭和54年4月1日から施行)

附 則 (昭和58年3月23日条例第17号) 抄

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和58年規則第32号で昭和58年5月21日から施行)

附 則 (平成3年12月20日条例第41号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成9年3月24日条例第4号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月25日条例第20号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月27日条例第37号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成17年6月24日条例第51号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の第12条の規定により管理を委託している自然休養村管理センターの管理については、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)の施行の日から起算して3年を経過する日(同日前に地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定に係る期間の初日の前日)までの間は、なお従前の例による。

3 指定管理者に自然休養村管理センターの管理を行わせる場合においては、当該管理を行わせる日前にこの条例による改正前の宇都宮市自然休養村管理センター条例の規定により市長がした許可その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為(同日以後の使用に係るものに限る。)は、この条例による改正後の宇都宮市自然休養村管理センター条例の規定により指定管理者がした許可その他の行為又は指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則 (平成23年12月20日条例第35号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月24日条例第2号) 抄
(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年12月26日条例第52号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年7月3日条例第2号) 抄
(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

(平16条例37・全改, 平26条例2・平28条例52・令元条例2・一部改正)

施設名	金額 (1使用時間帯につき)	
	午前9時から午後0時30分まで	午後1時30分から午後5時まで
ホール	1,900円	
和室	500円	

備考 営利を目的として使用する場合は、当該金額に100分の120を乗じて得た額とする
(10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)。